

北海道今金高等養護学校 同窓会会則

＜名称及び事務局＞

第1条 この会は、「北海道今金高等養護学校同窓会」と称し、事務局を北海道今金高等養護学校に置く。

＜目的＞

第2条 この会は、会員相互の親睦と文化的な活動の向上を図るとともに、母校の発展に協力することを目的とする。

＜組織＞

第3条 この会は、次の会員をもって組織する。

- 1 「正会員」
北海道今金高等養護学校卒業生
- 2 「特別会員」
北海道今金高等養護学校卒業生の保護者
北海道今金高等養護学校の職員及び旧職員

＜役員＞

第4条 この会の運営のため、下記の役員を置く。

- 1 次の役員は各期の卒業年度幹事を当て職とする。
会長1名（卒業後3年目の幹事）
副会長2名（卒業後1，2年目の幹事）
事務局 長 1名（教頭先生）
事務局 員 若干名（進路指導部職員）
- 2 任期は、会長、副会長1年、卒業年度幹事は3年とする。
（卒業後4年目に任期を終了とする）

＜役員の仕事＞

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

会長は、この会を代表し、会務を掌る。
副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理を行う。
事務局 長 は、この会の会務を遂行する。
事務局 員 は、この会の実務を遂行する。

じぎょう
＜事業＞

だい6じょう
第6条 この会の事業として、次の事業を行う。
ねん1 かいそうかい ひらく とくべつ とし りん じそうかい
年1回総会を開く。特別の時は臨時総会を開く。
しんろ しどう しんこうかい れんけい せいねんがつきゅう そつぎょうせい いっぱくりょう うんえい おこなう
「進路指導振興会」と連携し、青年学級や卒業生一泊旅行の運営を行う。

かいひ
＜会費＞

だい7じょう
第7条 会費は、当面の間 徴収しない。ただし、今後同窓会事業の拡大などに伴い
かいひ ちょうしゅう ひつよう ばあい やくいんかい きょうぎ うえ そうかい ていあん
会費の徴収が必要になった場合は、役員会で協議の上、総会に提案する。

かいそく かいせいとう
＜会則の改正等＞

だい8じょう
第8条 この会則は、総会で出席者の過半数によって改正することができる。
だい9じょう
第9条 住所又は姓名の変更、異動等があった会員は、事務局に連絡する。

ふそく
附則

1. この会則は、平成12年 3月10日から施行する。
2. この会則は、平成15年12月 7日に一部改正し、同日より施行する。
3. この会則は、平成22年11月21日に一部改正し、同日より施行する。
4. この会則は、平成26年11月16日に一部改正し、同日より施行する。
5. この会則は、平成28年11月20日に一部改正し、同日より施行する。
6. この会則は、令和元年11月17日に一部改正し、同日より施行する。
7. この会則は、令和6年7月6日に一部改正し、同日より施行する。